## 第4回 島根地方最低賃金審議会島根県はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業最低賃金専門部会の開催について

- 1 日 時 令和7年10月21日(火)午後1時から
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 労働局専用大会議室
- 3 議 題 (予定)
- (1) 金額審議
- (2) その他
- 4 傍聴人数

傍聴者は原則5名までとし、傍聴を希望される方がこの数を超える場合は、抽選 とします。

(注) ただし、審議中において、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会議を非公開とすることがあります。

また、上記1の日時の専門部会は開催しない場合があります。この場合、 傍聴希望の登録をされた方には、前日午後5時までに連絡をします。

「傍聴を希望される方は、10月20日(月)までに事務局にお問い合わせ下さい。

事務局:島根労働局労働基準部賃金室

松江市向島町134番10

電話 0852-31-1158

## 審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにして下さい。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴して下さい。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 鏡刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を 乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び島根地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主宰者は、その者を退場 させることがあります。

島根地方最低賃金審議会